



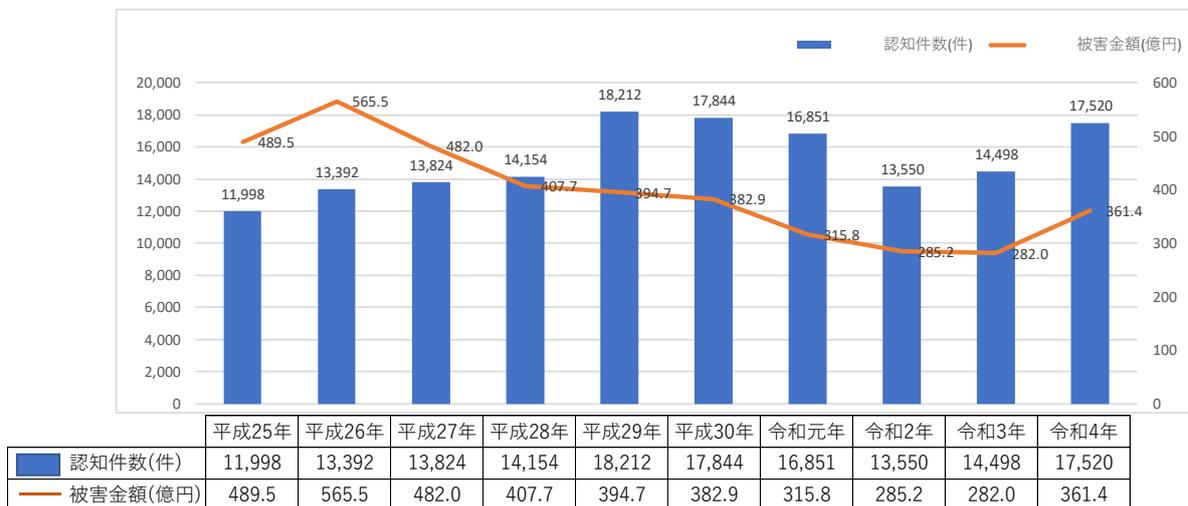
## 特殊詐欺（金融犯罪）とマネー・ローンダリングについて

警察庁によると、令和4年の特殊詐欺の総認知件数は17,520件、被害額は361億円と、前年に比べて総認知件数及び被害額はともに増加し、被害額は8年ぶりに増加に転じました。

特殊詐欺の犯人グループは、積み重ねてきた「失敗」や「成功」を踏まえて絶えず悪事の「練度」を上げています。

今回のミニトークでは、お客さまが特殊詐欺の犯人グループに「だまされないようにする力」を身に着けていただくために、特殊詐欺（金融犯罪）とマネー・ローンダリングについて知っていただきたいと思えます。

特殊詐欺の認知件数と被害金額の推移



出所) 警察庁 特殊詐欺の手口と対策

### 1. 特殊詐欺とは

特殊詐欺とは、犯人が電話で親族や役所の職員等になりすまして被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って、ATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪をいいます。

以下、代表的な特殊詐欺の手口について説明します。

#### 【オレオレ詐欺】

親族等を名乗り、「かばんを置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ」などと言って、現金をだまし取る手口です。



#### 【預貯金詐欺】

警察官、銀行協会職員等を名乗り、「あなたの口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です」などと言って、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取る手口です。

### 【架空料金請求詐欺】

「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります」などとメールやハガキで知らせ、金銭をだまし取る手口です。

### 【還付金詐欺】

「医療費の還付金があるので手続きをしてください」などと言って、被害者にATMを操作させ、犯人の口座に送金させる手口です。

### 【キャッシュカード詐欺盗（窃盗）】

警察官や銀行協会、大手百貨店の職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにする」などと言って、キャッシュカードを入れた封筒を隙を見てすり替えて盗み取る手口です。

## 2. 金融機関の取組とその成果

岐阜県では、令和3年中の還付金詐欺の認知件数が60件、被害額が約6,700万円ありましたが、県内に本店を置く金融機関が協力して、令和3年9月から順次、ATMで送金できる金額等を制限する基準を厳格化したところ、令和4年の認知件数は32件、被害額は約4,000万円と、それぞれ減少しました。

## 3. マネー・ローンダリングとは

マネー・ローンダリングとは、犯罪や違法な方法・行為により得た収益（もうけ）の出どころを隠すことをいいます。

特殊詐欺グループの犯人は、偽名で開設したり他人から買い取ったりした金融機関の預貯金口座に、お客さまになりすまして、だまし取ったお金の入金したり振込をさせるなどします。そして、そのお金をいくつもの預貯金口座を転々と移動させて、その出どころをわからなくし、犯罪から逃れようとしています。

## 4. 「お客さまの情報」の定期的な確認について

現在、各金融機関では、特殊詐欺グループの犯人がお客さまになりすまして預貯金口座を特殊詐欺（金融犯罪）に利用することを防止するため、お客さまの安全・安心にもつながる取組みとして、お客さまのお取引の内容や状況等に応じて、『お客さまの情報』の定期的な確認を行っています。ご理解いただき、可能な範囲でご協力をお願いいたします。

ただし、「お客さまの情報」の定期的な確認にあたり、金融機関の職員等が**「キャッシュカードをお預かりすること」**や**「暗証番号をお聞きすること」**は絶対にありません。

また、暗証番号、インターネットバンキングのログインID・パスワードといった最も重要な情報を**メールやSMSで問い合わせたり、メールやSMSでウェブサイトへ誘導した上で入力を求めたりすることは絶対にありません**ので、ご注意ください。